

## BELS 評価業務料金規程

(趣旨)

この規定は、別に定める「BELS 評価業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人滋賀県建築住宅センター(以下「センター」という。)が実施するBELS 評価業務(以下「評価業務」という。)に係る評価料金について、必要な事項を定める。

### 1) 住宅等建築物の料金

単位：円(消費税込み)

種 別	審査区分	料 金
一戸建ての住宅 (併用住宅の住戸部分を含む)	詳細計算法	33,000
	簡易計算法	27,500
共同住宅等の住戸	詳細計算法	$38,500 + 7,700 \times \text{住戸数}$
	簡易計算法	$27,500 + 6,600 \times \text{住戸数}$

- ・ 詳細計算法とは、外皮面積を用いて外皮性能を評価する場合をいう。
- ・ 簡易計算法とは、外皮面積を用いず外皮性能を評価する場合をいう。
- ・ 共同住宅等において 300 m<sup>2</sup>以下の共用部分の評価を行う場合は 33,000 円(消費税込み)とし、共用部分が 300 m<sup>2</sup>を超える場合は別途見積りとする。

### 2) 非住宅建築物の料金

【モデル建物法】

単位：円(消費税込み)

計算対象床面積 <sup>※1</sup> の合計	料 金	
	工場等用途以外	工場等用途 <sup>※2</sup>
200 m <sup>2</sup> 未満	33,000	22,000
200 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満	66,000	
300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	77,000	33,000
500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	88,000	44,000
1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	110,000	55,000
2,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	165,000	99,000
5,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	220,000	143,000
10,000 m <sup>2</sup> 以上 25,000 m <sup>2</sup> 未満	275,000	176,000
25,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満	330,000	220,000
50,000 m <sup>2</sup> 以上	別途見積り	別途見積り

計算対象床面積 <sup>※1</sup> の合計	評価料金	
	工場等用途以外	工場等用途 <sup>※2</sup>
200 m <sup>2</sup> 未満	110,000	55,000
200 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満	220,000	
300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	242,000	66,000
500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	275,000	77,000
1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	341,000	88,000
2,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	473,000	110,000
5,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	572,000	154,000
10,000 m <sup>2</sup> 以上 25,000 m <sup>2</sup> 未満	682,000	187,000
25,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満	770,000	275,000
50,000 m <sup>2</sup> 以上	別途見積り	別途見積り

※1 計算対象床面積とは、省エネ評価の対象となる床面積の合計をいう。

次については計算対象面積を0 m<sup>2</sup>として取り扱う。

- ・建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物法を使用する際にその対象となる室がない場合
- ・計算対象となる室にあっても、計算対象となる設備が設置されていない場合、又は計算の省略できる設備のみが設置されている場合

※2 工場等用途とは、工場、畜舎、倉庫、卸売市場、火葬場、その他の用途で、エネルギーの使用状況がこれらに類する建築物をいう。

- ・モデル建物法の評価において複数モデルで評価する場合は、工場等用途以外として取り扱う。
- ・計算対象床面積が0 m<sup>2</sup>の場合は、モデル建物法の工場等用途の料金を適用する。

### 3) 複合建築物の料金

複合建築物（併用住宅を除く）の場合は、宅等建築物の料金および非住宅建築物の料金を合わせた額とする。

### 4) その他の料金

- ・計画変更の場合は、当初判定料金の2分の1の額とする。ただし、次の変更を行う場合は、新規に提出があったものとして取り扱い、変更後の申請内容に基づく料金とする。
  1. 直前の審査を他機関から受けている場合
  2. モデル建物法を標準入力法に変更するなど計算方法を変更する場合
- ・軽微な変更（直前の審査をセンターで受けたものに限る。）の場合は、2,200円（消費税込み）

に住戸数を乗じた額とする。ただし、ただし評価書の交付を求める場合は、2,200円を5,500円に読み替える。

- ・審査の途中で基準を満足できず、簡易な計算方法から詳細な計算方法へ変更を行う場合は、変更後の評価内容に基づく料金から、当初の料金を差し引いた額を追加する。
- ・図面審査の省略（同等の評価基準に限る）の場合は、次の額とする。
  - 1) 業務規程第5条第3項による申請の場合は、BELS評価に係る評価料金から省エネ適合性判定の判定料金を差し引いた額に5,500円を加算した額とする。
  - 2) 業務規程第5条第4項による申請の場合は、5,500円（消費税込み）とする。
  - 3) 前2項の規定は、非住宅の申請の場合については、「5,500円」を「16,500円」と読み替えるものとする。
- ・評価書の再交付の場合は、交付を行う書類1通につき5,500円（消費税込み）とする。
- ・評価業務が効率的に実施できるとセンターが判断した場合は、料金の減額を行う。
- ・料金表の適用について、著しく不合理であるとセンターが判断した場合、若しくは、料金表に記載のない場合は、別途見積りとする。
- ・表示プレートおよびシールの作成を希望する場合は別途見積りとする。

#### 付 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和元年10月1日より施行する。

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年11月1日から施行する。

この規程は、令和5年12月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年1月6日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。